

宇部市成長産業推進協議会会員要領

(趣旨)

第1条 この要領は、宇部市成長産業推進協議会要綱（以下「協議会要綱」という。）第5条の規定に基づき組織される会員に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 宇部市成長産業推進協議会（以下「協議会」という。）の会員の種別、入会手続き等を明らかにすることで会員の相互連携の強化を図り、協議会の円滑な組織運営を図ることを目的とする。

(会員種別等)

第3条 会員の種別は、次に掲げる区分による。

- (1) 運営会員 協議会要綱別表に記載する企業又は団体等
- (2) パートナー会員 市と連携協定等の関わりがあり、協議会の目的に賛同し、成長産業分野においても連携をすすめようとする企業又は団体等
- (3) 一般会員 会員の入会申請を行い、会長に承認された企業又は団体等

(入会申請)

第4条 協議会に入会しようとするものは、協議会の会長（以下、単に「会長」という。）に入会を申請し、その承認を受けるものとする。

(入会承認)

第5条 会長は、前条の申請があったときは速やかに内容の確認を行い、疑義がなければ入会の承認を行う。

- 2 会長は、前項の承認を行ったときは、入会の申請を行った会員に対し速やかに通知する。

(掲載及びその同意)

第6条 会長は、入会の承認をした会員の情報を公開する。

- 2 会員は前項の掲載について異議を述べないものとする。

(会員の退会等)

第7条 会員は、届出により、協議会から退会することができる。

- 2 会長は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該会員を除名することができる。
 - (1) 協議会要綱等の規定に違反し、又は協議会の信用を著しく害したとき。
 - (2) 会員が自身の活動を停止し、又は活動実態がないと認められるとき。
 - (3) 会員が暴力団等反社会的勢力と関係があることが判明したとき。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に支障が生じると認められたとき。

(会費等)

第8条 入会に関する費用は、無料とする。

(秘密保持)

第9条 会員（退会した会員も含む。）は、当該活動を通して知得した他の会員の技術的な情報、秘密等を第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の同意を得た場合はこの限りでない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、会員の活動に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年5月21日から施行する。